

平成 20 年 4 月 25 日
記者会見資料

松阪記者クラブ 様

明和町役場 生活環境課 環境係
TEL 0596 - 52 - 7117

明和町環境美化協力員制度の要綱の制定について

町のこれまでの啓発等の取り組みにもかかわらず、町内各地において依然として不法投棄が発生している現状にある。不法投棄の撲滅は、町民にとっての願いでもあり、その実現に向けた取り組みに関心のある方も多いと推測される。

そこで、不法投棄抑制を最大の目的として、環境美化に関心のある方を募り、町民が健康で快適な生活ができる社会環境を建設するとともに、町民の公衆衛生に対する関心と清掃事業への理解を深めるため明和町環境美化協力員を創設する。

- * 委嘱 自治会長の推薦により委嘱する。
- * 任期 特に設けない。
- * 資格 清掃問題に深い関心を持つ町民で、満 20 歳以上の者。
- * 職務
 - 1) 清掃事業についての地域住民に対する啓発。
 - 2) 不法投棄に対する監視及び通報。
 - 3) 土地または建物の管理が甚だしく不衛生で地域住民に迷惑をかけている場合の通報。
 - 4) その他清掃保持に必要なことへの通報。など
- * 周知方法 防災行政無線放送、町広報、町ホームページなど
- * 経費（謝金） 予算の範囲内で対応。
- * その他 必要に応じて情報・意見交換会等を開催する。